

# 新型コロナウイルス感染症に関連する 事業者のみなさまへの支援策

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障をきたしている中小企業者・小規模事業者（個人事業主を含む）が利用可能な福岡市の特別相談窓口や融資のほか、国、県などの支援策をまとめています。

## 【相談】福岡市 特別相談窓口

### <特別相談窓口> 福岡市中小企業サポートセンター

(福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2階)

【融資相談】 平日9時～17時 (予約不要：受付は16時30分まで)

問い合わせ電話番号：092-441-2171 (福岡市経済観光文化局経営支援課)

【経営相談】 平日9時30分～17時 (要予約：中小企業診断士の場合)

相談予約 電話番号：092-441-2161 (受付は福岡商工会議所)



※福岡市中小企業サポートセンターホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html>

## 【融資】福岡市商工金融資金制度 (福岡市内の事業者向け)

※融資に関する情報は福岡市中小企業サポートセンターホームページのトップに掲載しています。

### ○経営安定化特別資金 (特例枠)

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方 (1号～8号、危機関連保証)

#### ・セーフティネット保証4号 (令和2年新型コロナウイルス感染症) の場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比較して20%以上減少が見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	<b>0.00%</b>

#### ・危機関連保証制度 の場合

最近1か月間の売上高が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	<b>0.00%</b>

#### ・セーフティネット保証5号 の場合

国が指定する不況業種に該当し、かつ、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している方  
なお、時限的に、2月は売上高の実績、3～4月は見込みで認定できるような運用緩和も行っています。

※対象業種拡大について <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.4%



### ○経営安定化特別資金 (一般枠)

対象者：最近3か月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.23%～1.3%

### ○その他の商工金融資金

※ 商工金融資金一覧 [https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/syohizei\\_2\\_2\\_3.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/business/syohizei_2_2_3.html)



<上記に関するお問い合わせ>【融資相談】福岡市中小企業サポートセンター TEL：092-441-2171

# < 国, 福岡県などの支援策 >

## 【融資】福岡県中小企業融資制度（福岡県内の事業者向け）

福岡県内の事業者の方は、下記をご参照いただき、詳細は福岡県または各自治体へご確認ください。

### ○緊急経済対策資金

※詳細は、福岡県のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r1yuushiseidoannnai.html>

対象者：セーフティネット保証の認定を受けた方（1号～8号、危機関連保証）

<上記に関するお問い合わせ>

福岡県商工部中小企業振興課 TEL:092-643-3424

※このほか、北九州市、久留米市についても、中小企業者への融資がありますので、詳細は各自治体へご確認ください。



## 【融資】日本政策金融公庫

中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）や農林事業者等のみなさまからの融資や返済に関する相談に政策金融機関として対応を行っています。融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ等を実施。

### ○新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業・中小企業事業）

※その他の日本政策金融公庫の融資は、(株)日本政策金融公庫のホームページをご確認ください。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid\\_19.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html)

<上記に関するお問い合わせ> 日本政策金融公庫 相談窓口：平日9時～18時

※全支店 相談窓口は所在地によって支店の管轄が異なりますので、ホームページをご確認ください。



## 【融資】商工組合中央金庫

★NEW 4月中旬～（予定）

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

### ○危機対応融資

※詳細は、(株)商工組合中央金庫のホームページをご確認ください。

<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>

<上記に関するお問い合わせ>

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711：平日・休日9時～17時



## 特別利子補給制度（実質的な無利子化を実現）

日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」または商工組合中央金庫の「危機対応融資」により借入を行い、要件を満たす事業者に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

令和2年1月29日以降に借入を行った方について、要件に該当する場合は遡及適用が可能です。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

<上記に関するお問い合わせ> 中小企業金融相談窓口 03-3501-1544 平日・休日9時～17時

## 【助成金等】

### ○雇用調整助成金の特例措置

### ○時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善の特例コース）

### ○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

（労働者に休暇を取得させた事業者向け、委託を受けて個人で仕事をする方向け）

※詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)



## 【その他 国の支援策】経済産業省

経済産業省が、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。

※詳細は、経済産業省のホームページをご確認ください。 <https://www.meti.go.jp/covid-19/#00>

